

## 役員都市の選任について

### 1 役員候補都市

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 会 長 | 広島市（日本）         |
| 副会長 | 長崎市（日本）         |
|     | コモ市（イタリア）       |
|     | ハノーバー市（ドイツ）     |
|     | マラコフ市（フランス）     |
|     | マンチェスター市（イギリス）  |
|     | モンテンプルパ市（フィリピン） |
|     | ボルゴグラード市（ロシア）   |

計 8都市

### 2 参考

#### 世界平和連帯都市市長会議規約

##### 第3章 役員

（役員）

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 若干名  
理事 若干名

- 2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の市長の互選によって決定する。
- 3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、会長が連帯都市の市長の中から選任する。
- 6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

（任期）

第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の市長が、当該市長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の市長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。